

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月26日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 康志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	イーストスプリング・インド株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

本日、半期報告書を提出したことにより、平成25年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に変更が生じたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

**2【訂正の内容】**

下線部\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

**第一部【証券情報】****(5)【申込手数料】**

<訂正前>

申込手数料は、3.675%—（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

（略）

<訂正後>

申込手数料は、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

（略）

**第二部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

<訂正前>

（略）

ファンドの特色

（略）

3. インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を最大限活用します。

（略）

（2013年10月末現在）

（略）

ICICI銀行は、総資産約5兆3,679億ルピー（約9兆2,704億円、1ルピー = 1.727円で換算）を有するインド第二の規模の民間銀行です（2013年3月末現在）。

出所：ICICI銀行 ホームページ

（略）

<訂正後>

（略）

ファンドの特色

（略）

3. インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を最大限活用します。

（略）

（2014年4月末現在）

（略）

ICICI銀行は、総資産約5兆9,464億ルピー（約10兆1,921億円、1ルピー = 1.714円で換算）を有するインド第二の規模の民間銀行です（2014年3月末現在）。

出所：ICICI銀行 ホームページ

（略）

**(3)【ファンドの仕組み】**

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

委託会社の概況

a . 資本金の額

平成25年10月末日現在 649.5百万円

(略)

c . 大株主の状況（平成25年10月末日現在）

(略)

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

委託会社の概況

a . 資本金の額

平成26年4月末日現在 649.5百万円

(略)

c . 大株主の状況（平成26年4月末日現在）

(略)

**2【投資方針】****(1)【投資方針】**

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

投資態度

(略)

&lt; 投資対象ファンドの概要 &gt;

(略)

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
(略)		
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.21%—（税抜0.20%）平成26年4月1日以降は、年率0.216%となる予定です。
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
(略)		

(略)

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

投資態度

(略)

&lt; 投資対象ファンドの概要 &gt;

(略)

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	
(略)		
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.216%（税抜0.2%）
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	

（略）

（略）

### (3)【運用体制】

<訂正前>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

（略）

なお、当ファンドの運用体制は平成25年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

（略）

なお、当ファンドの運用体制は平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 3【投資リスク】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

### (1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

#### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に株式に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。

#### 2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

#### 3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

#### 4. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### 5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に

投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

6. 投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国における税制変更に関するリスク  
当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

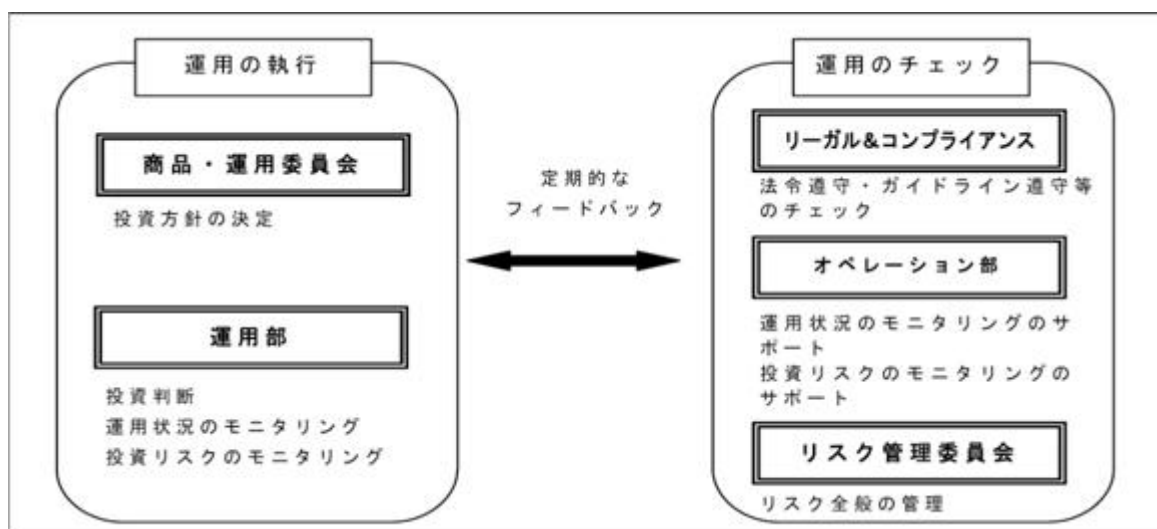
## (2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

## (3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

### 委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資先の投資法人における運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該投資法人の運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行っています。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制は平成26年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、3.675%—（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

（略）

<訂正後>

申込手数料は、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

（略）

### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.28835%—（税抜1.227%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

平成26年4月1日以降は、年率1.32516%となる予定です。なお、下記の配分についても相応分上がります。

	配分
委託会社	年率 <u>0.52500%</u> （税抜 0.500%）
販売会社	年率 <u>0.73500%</u> （税抜 0.700%）
受託会社	年率 <u>0.02835%</u> （税抜 0.027%）

（略）

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬の上限は、年率1.88835%—（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況および純資産総額により変動します。

平成26年4月1日以降は、年率1.92516%となる予定です。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

（略）

- ・「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」

信託報酬
年率 <u>0.21%—（税抜0.20%）</u>

平成26年4月1日以降は、年率0.216%となる予定です。

このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

<訂正後>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.32516%（税抜1.227%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配分
委託会社	年率 <u>0.54000%</u> （税抜 0.500%）
販売会社	年率 <u>0.75600%</u> （税抜 0.700%）
受託会社	年率 <u>0.02916%</u> （税抜 0.027%）

（略）

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬の上限は、年率1.92516%（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況および純資産総額により変動します。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

(略)

## ・「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」

信託報酬
年率0.216%（税抜0.2%）

このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

**(5)【課税上の取扱い】**

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

## 1. 個人の受益者に対する課税

## a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

## b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日開始の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。



期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315% )
平成50年1月1日以降	15% ( 所得税15% )

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されま  
す。

#### 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。  
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成26年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

### (1)【投資状況】

(平成26年4月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	モーリシャス	58,617,252,452	96.32
投資信託受益証券	日本	645,912,096	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,593,556,088	2.62
合計(純資産総額)		60,856,720,636	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年4月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリシャス	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド	21,583,956.301	2,283.07	49,277,737,071	2,715.77	58,617,252,452	96.32
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型(適格機関投資家向け)	600,066,979	1.0725	643,571,834	1.0764	645,912,096	1.06

種類別投資比率 (平成26年4月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	96.32
投資信託受益証券	1.06
合計	97.38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成26年4月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成26年4月30日現在)

資産の種類	買建/売建	通貨	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	5,000,000.00	511,927,500	513,000,000	0.84

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成17年 9月30日)	58,642	63,235	1.2766	1.3766
第2期	(平成18年10月 2日)	106,716	116,770	1.5923	1.7423
第3期	(平成19年10月 1日)	164,090	179,515	2.1277	2.3277
第4期	(平成20年 9月30日)	82,328	91,537	1.0728	1.1928
第5期	(平成21年 9月30日)	94,045	105,312	1.0851	1.2151
第6期	(平成22年 9月30日)	111,432	120,621	1.2126	1.3126
第7期	(平成23年 9月30日)	80,289	80,289	0.8192	0.8192
第8期	(平成24年10月 1日)	74,752	74,752	0.8981	0.8981
第9期	(平成25年 9月30日)	60,419	60,419	0.9695	0.9695
	平成25年 4 月末日	77,196	-	1.1231	-
	平成25年 5 月末日	76,248	-	1.1595	-
	平成25年 6 月末日	62,678	-	0.9661	-
	平成25年 7 月末日	61,502	-	0.9665	-
	平成25年 8 月末日	52,695	-	0.8364	-
	平成25年 9 月末日	60,419	-	0.9695	-
	平成25年10月末日	64,265	-	1.0524	-
	平成25年11月末日	62,886	-	1.0584	-
	平成25年12月末日	63,523	-	1.1309	-
	平成26年 1 月末日	56,901	-	1.0350	-
	平成26年 2 月末日	58,466	-	1.0737	-
	平成26年 3 月末日	62,420	-	1.1862	-
	平成26年 4 月末日	60,856	-	1.1932	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	0.1000
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	0.1500
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	0.2000
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	0.1200
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	0.1300
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	0.1000
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	0.0000
第8期	自 平成23年10月 1日 至 平成24年10月 1日	0.0000
第9期	自 平成24年10月 2日 至 平成25年 9月30日	0.0000
第10期 中間	自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日	-

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	37.7
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	36.5
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	46.2
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	43.9
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	13.3
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	21.0
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	32.4
第8期	自 平成23年10月 1日 至 平成24年10月 1日	9.6
第9期	自 平成24年10月 2日 至 平成25年 9月30日	8.0
第10期 中間	自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日	22.4

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成16年 9月30日 至 平成17年 9月30日	56,473,958,016	10,538,715,026	45,935,242,990
第2期	自 平成17年10月 1日 至 平成18年10月 2日	55,707,222,288	34,621,487,403	67,020,977,875
第3期	自 平成18年10月 3日 至 平成19年10月 1日	44,354,420,147	34,252,797,318	77,122,600,704
第4期	自 平成19年10月 2日 至 平成20年 9月30日	26,756,741,799	27,138,374,990	76,740,967,513
第5期	自 平成20年10月 1日 至 平成21年 9月30日	21,390,068,117	11,459,542,280	86,671,493,350
第6期	自 平成21年10月 1日 至 平成22年 9月30日	24,674,088,503	19,451,878,198	91,893,703,655
第7期	自 平成22年10月 1日 至 平成23年 9月30日	27,615,170,974	21,502,206,486	98,006,668,143
第8期	自 平成23年10月 1日 至 平成24年10月 1日	9,760,956,084	24,530,442,465	83,237,181,762
第9期	自 平成24年10月 2日 至 平成25年 9月30日	4,672,387,101	25,591,693,051	62,317,875,812
第10期 中間	自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日	1,062,636,576	10,758,124,145	52,622,388,243

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

## &lt; 参考情報 &gt;

2014年4月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 期間：設定日(2004年9月30日)～2014年4月30日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。  
 ※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

## ■分配の推移(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2013年9月30日(第9期)	0円
2012年10月1日(第8期)	0円
2011年9月30日(第7期)	0円
2010年9月30日(第6期)	1,000円
2009年9月30日(第5期)	1,300円
設定来累計	8,000円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

## ■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド	96.32
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	1.06
現金・その他	2.62

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

## ●「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

## 資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式(現物)	99.41
株式(デリバティブ)	0.00
現金・その他	0.59

## 組入上位10業種

業種	比率(%)
1 銀行	22.22
2 ソフトウェア・サービス	15.13
3 エネルギー	13.31
4 自動車・自動車部品	9.18
5 食品・飲料・タバコ	8.52
6 資本財	6.22
7 医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	5.46
8 電気通信サービス	4.11
9 素材	3.95
10 各種金融	3.37

## 組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率(%)
1 ITC LTD	食品・飲料・タバコ	8.52
2 ICICI BANK LTD	銀行	7.56
3 INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	6.83
4 LARSEN & TOUBRO LTD	資本財	6.22
5 RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	5.77
6 HDFC BANK LTD	銀行	5.11
7 DR REDDY'S LABORATORIES LTD	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	4.32
8 TATA CONSULTANCY SERVICES	ソフトウェア・サービス	4.18
9 AXIS BANK LTD	銀行	3.72
10 COAL INDIA LTD	エネルギー	3.60

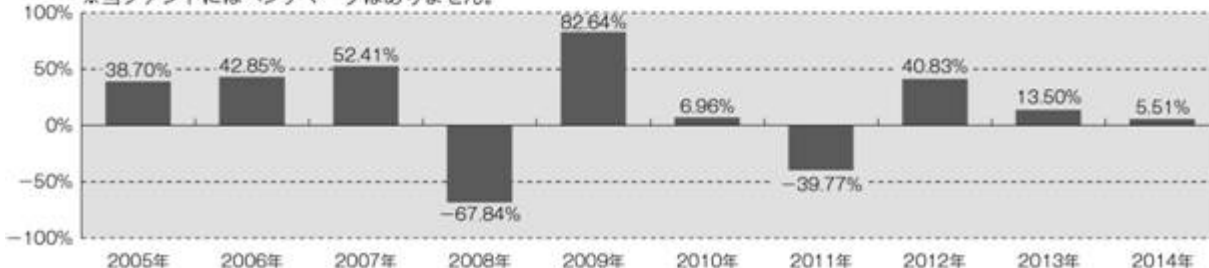
※比率は、投資対象ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※組入上位10業種および組入上位10銘柄の比率には、個別銘柄のデリバティブ部分を加味した実質的な比率を記載しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSIに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSIに關しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにありませ

## ■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2014年は、4月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。  
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.675%—（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

（略）

<訂正後>

（略）

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

（略）

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

<追加>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）の中間財務諸表については、あらた監査法人により中間監査を受けております。



## 中間財務諸表

イーストスプリング・インド株式オープン

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第10期中間計算期間末 (平成26年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		1,513,861
コール・ローン		2,880,262,546
投資信託受益証券		645,792,082
投資証券		59,725,488,319
未収利息		3,945
流動資産合計		<u>63,253,060,753</u>
資産合計		<u>63,253,060,753</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金		438,395,722
未払受託者報酬		8,664,481
未払委託者報酬		385,087,905
その他未払費用		787,500
流動負債合計		<u>832,935,608</u>
負債合計		<u>832,935,608</u>
純資産の部		
元本等		
元本		52,622,388,243
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		9,797,736,902
(分配準備積立金)		2,210,850,610
元本等合計		<u>62,420,125,145</u>
純資産合計		<u>62,420,125,145</u>
負債純資産合計		<u>63,253,060,753</u>

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期中間計算期間 自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日
営業収益	
受取利息	317,493
有価証券売買等損益	9,870,947,553
為替差損益	2,980,525,064
営業収益合計	12,851,790,110
営業費用	
受託者報酬	8,664,481
委託者報酬	385,087,905
その他費用	869,774
営業費用合計	394,622,160
営業利益又は営業損失（ ）	12,457,167,950
経常利益又は経常損失（ ）	12,457,167,950
中間純利益又は中間純損失（ ）	12,457,167,950
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,170,140,231
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,898,398,248
剰余金増加額又は欠損金減少額	409,107,431
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	328,810,267
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,297,164
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,797,736,902

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第10期中間計算期間 自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第10期中間計算期間末 (平成26年3月31日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	62,317,875,812 円
期中追加設定元本額	1,062,636,576 円
期中一部解約元本額	10,758,124,145 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	52,622,388,243 口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第10期中間計算期間 自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## ( 1口当たり情報に関する注記)

区 分	第10期中間計算期間末 (平成26年3月31日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.1862円 (11,862円)

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の投資証券および「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としております。

これらの投資証券および受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」は、モーリシャス籍の外国投資法人です。同外国投資法人は、平成25年8月31日に計算期間が終了し、モーリシャスにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

下記の貸借対照表、損益計算書および有価証券明細表は、現地で作成された財務諸表の一部を翻訳したものです。

「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」は、国内籍の投資信託です。同投資信託は平成26年2月25日に計算期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッドの内容  
貸借対照表

	平成25年8月31日現在
	金額（米ドル）
<b>資産</b>	
投資有価証券	586,249,435
派生商品	161,205
未収入金及び前払費用	3,529,618
未収還付税	237,317
預金	9,891,027
証拠金	6,205,387
	606,273,989
<b>負債</b>	
未払金及び未払費用	12,991,563
	12,991,563
普通株式	20
負債及び普通株式合計	12,991,583
純資産	593,282,406

## 損益計算書

	平成25年8月31日に終了する会計期間
	金額（米ドル）
営業収益	
受取配当金	11,021,165
	11,021,165
一般管理費	
保管費用	559,901
運用報酬	2,650,509
約定費用	54,066
監査報酬	32,000
専門家報酬	4,042
銀行費用	4,861
管理手数料	198,015
免許・登録費用	4,685
諸経費	1,515
計算事務費用	262,089
銀行手数料	11,113
支払税	21,872
その他	4,830
売買委託手数料	42,096
	3,851,594
実現益及び投資資産の評価に係る未実現利益	
有価証券の売買に係る実現純利益 / (損失)	17,833,748
派生商品の売買に係る実現純利益 / (損失)	(367,761)
外国為替取引に係る実現純利益 / (損失)	(3,664,779)
外国為替取引に係る未実現純利益 / (損失)	340,709
投資有価証券の再評価に係る未実現純利益 / (損失)	(62,953,804)
派生商品に係る未実現純利益 / (損失)	268,563
	(48,543,324)
税引前純資産の増減額	(41,373,753)
支払税額	(287,559)
純資産の増減額	(41,661,312)

## 有価証券明細表（平成25年8月31日現在）

銘柄	株数	取得金額 (米ドル)	評価金額 (米ドル)	対純資産 比率(%)
株式				
Acc Ltd	63,531	1,542,285	920,040	0.16
Axis Bank Ltd	694,035	8,942,565	8,683,587	1.46
Bajaj Auto Ltd	275,737	8,041,903	7,608,570	1.28
Bharat Petrol	2,696,850	18,724,015	11,059,062	1.86
Bharti Airtel Ltd	3,290,120	9,622,265	6,879,388	1.16
Cairn India Limited	3,461,942	18,615,266	16,676,987	2.81
Dr. Reddy 's Laboratories Limited	871,468	19,868,690	30,014,797	5.06
Godrej Properties Ltd	1,442,792	15,641,277	8,526,919	1.44
Godrej Properties-Rights	371,281	-	381,746	0.06
HDFC Bank Limited	3,214,987	21,973,272	28,685,638	4.84
Hindustan Zinc Ltd	8,129,427	15,695,082	15,111,375	2.55
Housing Development Finance Corporation	2,073,089	31,109,635	22,378,667	3.77
ICICI Bank Ltd	3,959,453	77,290,987	47,802,986	8.06
Idea Cellular Limited	5,407,935	9,719,824	12,989,091	2.19
Infosys Technologies Limited	1,016,451	46,956,358	47,420,461	7.99
ITC Ltd	11,255,201	28,447,144	52,190,172	8.80
Jindal steel & Power Ltd	3,037,480	11,796,646	10,122,125	1.71
Kotak Mahindra Bank Ltd	1,218,226	13,023,242	12,070,002	2.03
Larsen & Toubro Ltd	2,017,750	36,559,295	21,960,113	3.70
LIC Housing Finance Ltd	4,419,592	17,170,092	11,013,552	1.86
Mahindra & Mahindra Financial Services Limited	5,197,035	14,449,351	19,726,940	3.33
Mahindra & Mahindra Ltd	1,586,147	25,685,244	18,661,335	3.15
Mphasis Ltd	1,412,515	15,755,251	8,928,277	1.50
Oberoi Realty Ltd	2,449,794	13,185,194	6,126,926	1.03
Oil India	936,319	9,274,507	6,113,112	1.03
Ranbaxy Laboratories Ltd	2,637,011	26,660,591	16,155,160	2.72
Reliance Industries Limited	3,135,290	57,985,571	40,212,229	6.78
Shoppers Stop Limited	1,329,112	10,156,789	6,892,775	1.16
Sobha Developers Limited	1,984,753	15,011,665	7,445,790	1.26
Sun TV Network Limited	1,162,936	7,536,408	6,810,953	1.15
Tata Consultancy Services	1,113,672	27,316,548	34,012,319	5.73
Tata Motors	2,667,039	13,941,722	11,988,432	2.02
Tata Motors Ltd	9,293,726	20,848,472	20,430,615	3.44
Union Bank of India	3,685,017	14,713,558	5,634,899	0.95
Voltas Ltd	4,585,019	18,328,647	4,614,395	0.78
合計		701,589,361	586,249,435	98.81

## イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型(適格機関投資家向け)の内容

## 貸借対照表

区 別	注記 番号	第12期 (平成26年2月25日現在)
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		9,056,934
国債証券		1,382,130,550
未収利息		5,223,639
前払費用		276,164
流動資産合計		1,396,687,287
資産合計		1,396,687,287
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		426,328
未払委託者報酬		1,278,936
その他未払費用		315,000
流動負債合計		2,020,264
負債合計		2,020,264
純資産の部		
元本等		
元本		1,295,094,103
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		99,572,920
(うち分配準備積立金)		(99,625,337)
元本等合計		1,394,667,023
純資産合計		1,394,667,023
負債純資産合計		1,396,687,287



## 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第12期
		自 平成25年2月26日 至 平成26年2月25日
		金 額(円)
営業収益		
受取利息		24,775,457
有価証券売買等損益		9,991,020
営業収益合計		14,784,437
営業費用		
受託者報酬		1,002,594
委託者報酬		3,007,668
その他費用		315,000
営業費用合計		4,325,262
営業利益又は営業損失( )		10,459,175
経常利益又は経常損失( )		10,459,175
当期純利益又は当期純損失( )		10,459,175
一部解約に伴う当期純利益金額の分 配額又は一部解約に伴う当期純損失 金額の分配額( )		4,309,835
期首剰余金又は期首欠損金( )		193,663,369
剰余金増加額又は欠損金減少額		61,121
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		61,121
剰余金減少額又は欠損金増加額		100,300,910
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		100,300,910
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		99,572,920

## 有価証券明細表（平成26年2月25日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第82回利付国債（5年）	35,000,000	35,016,450	
	第95回利付国債（5年）	50,000,000	50,534,000	
	第101回利付国債（5年）	34,000,000	34,290,700	
	第102回利付国債（5年）	90,000,000	90,516,600	
	第110回利付国債（5年）	10,000,000	10,062,500	
	第277回利付国債（10年）	92,000,000	94,881,440	
	第280回利付国債（10年）	145,000,000	151,065,350	
	第284回利付国債（10年）	50,000,000	52,249,500	
	第285回利付国債（10年）	80,000,000	83,901,600	
	第295回利付国債（10年）	30,000,000	31,734,000	
	第298回利付国債（10年）	50,000,000	52,683,500	
	第300回利付国債（10年）	30,000,000	31,992,600	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	26,735,500	
	第303回利付国債（10年）	30,000,000	31,997,700	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,442,260	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	21,417,000	
	第307回利付国債（10年）	35,000,000	37,270,450	
	第308回利付国債（10年）	55,000,000	58,623,400	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	26,176,500	
	第311回利付国債（10年）	50,000,000	51,725,000	
	第315回利付国債（10年）	20,000,000	21,196,400	
	第325回利付国債（10年）	20,000,000	20,526,200	
	第328回利付国債（10年）	100,000,000	100,648,000	
第42回利付国債（20年）	50,000,000	56,134,500		
第47回利付国債（20年）	40,000,000	45,022,800		
第48回利付国債（20年）	50,000,000	57,402,000		
第53回利付国債（20年）	40,000,000	45,201,600		
第63回利付国債（20年）	50,000,000	55,683,000		
合 計			1,382,130,550	

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況につきましては、  
以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

	(平成26年4月30日現在)
資産総額	61,310,712,897円
負債総額	453,992,261円
純資産総額( - )	60,856,720,636円
発行済口数	51,004,091,887口
1口当たり純資産額( / )	1.1932円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

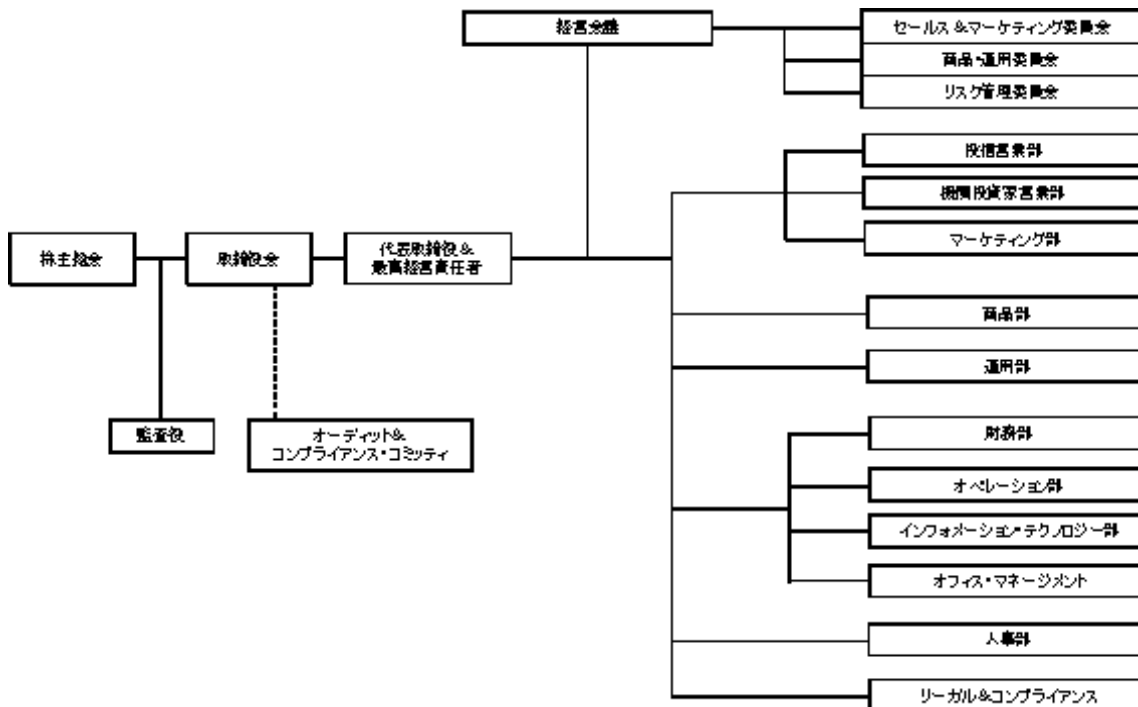
原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

##### (1) 資本金の額等（平成26年4月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

##### (2) 委託会社の機構（平成26年4月末日現在）



#### ・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

#### ・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を

行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成26年4月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募投資信託）	17	223,822 百万円
追加型株式投資信託（私募投資信託）	4	497,168 百万円
合計	21	720,990 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,126	1,729,168
前払費用	18,825	14,755
未収委託者報酬	1,211,935	1,147,799
未収入金	28,253	20,623
未収消費税等	8,578	7,603
繰延税金資産	85,943	100,224
流動資産合計	3,329,664	3,020,175
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	96,710	90,093
器具備品	51,681	44,594
リース資産	17,323	14,885
有形固定資産合計	165,715	149,573
無形固定資産	2	2
ソフトウェア	6,263	10,678
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	6,551	10,966
投資その他の資産		
長期差入保証金	95,642	89,394
繰延税金資産	34,339	39,364
その他	16,889	16,007
投資その他の資産合計	146,871	144,766
固定資産合計	319,138	305,307
資産合計	3,648,802	3,325,482
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	838,786	589,560
関係会社未払金	1,722	197,815
その他未払金	18,853	37,686
未払費用	112,953	75,375
未払法人税等	146,290	134,875
預り金	64,148	52,825
賞与引当金	154,807	187,766
リース債務	5,575	5,644
流動負債合計	1,343,138	1,281,550
固定負債		
退職給付引当金	90,244	103,937
リース債務	12,614	9,985
固定負債合計	102,858	113,922
負債合計	1,445,997	1,395,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,429	663,634
利益剰余金合計	936,429	663,634
株主資本合計	2,202,804	1,930,009
純資産合計	2,202,804	1,930,009
負債・純資産合計	3,648,802	3,325,482

## (2)【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,030,477	5,353,243
その他営業収益	-	146
営業収益合計	6,030,477	5,353,389
営業費用		
支払手数料	2,535,532	2,089,707
広告宣伝費	167,903	192,734
調査費	152,904	159,018
委託調査費	1,052,463	1,072,846
委託計算費	34,702	37,417
通信費	15,408	12,853
諸会費	7,531	6,373
営業費用合計	3,966,446	3,570,951
一般管理費		
役員報酬	228,106	297,229
給料・手当	476,371	431,731
賞与	49,360	24,453
交際費	9,136	9,202
旅費交通費	40,750	30,982
租税公課	7,129	13,397
不動産賃借料	113,406	111,778
退職給付費用	47,175	84,663
固定資産減価償却費	24,241	25,646
採用費	12,426	2,682
専門家報酬	32,829	11,591
業務委託費	20,309	19,213
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	44,603	40,193
一般管理費合計	1,111,213	1,108,132
営業利益	952,817	674,305
営業外収益		
受取利息	86	103
受取配当金	570	474
為替差益	4,932	-
不動産賃貸収益	-	4,848
雑収入	79	-
営業外収益合計	5,668	5,426
営業外費用		
為替差損	-	37,775
雑損失	-	881
営業外費用合計	-	38,657
経常利益	958,486	641,075
特別損失		
固定資産除却損	684	848
固定資産売却損	-	132
事務所移転費	3,824	-
特別損失合計	4,508	981
税引前当期純利益	953,977	640,093
法人税、住民税及び事業税	426,451	332,195
法人税等調整額	29,342	19,305
法人税等合計	455,793	312,889
当期純利益	498,183	327,204



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,038,246	936,429
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	936,429	663,634
株主資本合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009
純資産合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009

## 重要な会計方針

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	13,575 千円	20,434 千円
器具備品	25,695 千円	32,238 千円
リース資産	8,416 千円	7,176 千円
計	47,688 千円	59,849 千円

2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
ソフトウェア	2,524 千円	4,590 千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額	600百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	26,019円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年7月1日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成24年3月31日	平成24年7月1日

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	80,972 千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	80,972 千円	- 千円

## (金融商品関係)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

## 金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

## 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,976,126	1,976,126	-
未収委託者報酬	1,211,935	1,211,935	-
長期差入保証金	95,642	95,642	-
未払金	(859,362)	(859,362)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,729,168	1,729,168	-
未収委託者報酬	1,147,799	1,147,799	-
長期差入保証金	89,394	89,394	-
未払金	(825,062)	(825,062)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿  
価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）	（単位：千円）			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,976,126	-	-	-
未収委託者報酬	1,211,935	-	-	-
長期差入保証金	14,726	80,916	-	-
合計	3,202,789	80,916	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）	（単位：千円）			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,729,168	-	-	-
未収委託者報酬	1,147,799	-	-	-
長期差入保証金	13,843	75,550	-	-
合計	2,890,811	75,550	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	90,244 千円	103,937 千円
退職給付引当金	90,244 千円	103,937 千円

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付費用	47,175 千円	84,663 千円



## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,842 千円	71,370 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	32,163 千円	37,042 千円
未払費用否認額	5,856 千円	11,541 千円
未払事業税	11,083 千円	11,955 千円
その他	12,338 千円	7,678 千円
繰延税金資産の総額	120,282 千円	139,587 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	38.01 %
(調整)		
住民税均等割	0.10 %	0.15 %
交際費等永久差異	0.39 %	1.08 %
役員給与永久差異	5.13 %	9.60 %
その他	0.33 %	0.04 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.14 %	- %
税効果会計適用後の法人税の負担率	47.78 %	48.88 %

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	323,627	未払金	71,157
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	14,260	未払金	2,414
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ(シンガ ポール) リミテッド(注2)	シンガポ ール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払 (注1) 情報関連費の 支払	713,699 27,921	未払金 未払金	126,553 817
親会社の親会社	ブルーデンシャ ル・ホールディ ングス・リミテ ッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	41,766	未払金	905

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) 2012年2月14日付でブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドから社名変更しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	234,835	未払金	17,141
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	12,078	未払金	389
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ(シンガポ ール) リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注) 情報関連費の 支払	825,205 25,956	未払金 未払金	169,259 3,548
親会社の 子会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ・サービ ス・ プライベートリ ミテッド	シンガポ ール	1千5万 シンガポ ール ドル	その他 サービ ス 業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	15,411	未払金	6,010
親会社の親会社	ブルーデンシャ ル・ホールディ ングス・リミテ ッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,923	未払金	1,346

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

## 2. 親会社に関する注記

プルデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

## (資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	6,030,477

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	5,353,389

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	95,524円84銭	83,695円11銭
1株当たり当期純利益	21,603円70銭	14,189円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		1,329,905
前払費用		18,720
未収委託者報酬		1,046,233
未収入金		25,114
繰延税金資産		138,934
流動資産合計		<u>2,558,908</u>
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		86,656
器具備品		42,158
リース資産		18,381
有形固定資産合計		<u>147,197</u>
無形固定資産	2	
ソフトウェア		12,458
電話加入権		288
無形固定資産合計		<u>12,746</u>
投資その他の資産		
長期差入保証金		84,176
繰延税金資産		33,411
その他		15,507
投資その他の資産合計		<u>133,094</u>
固定資産合計		<u>293,038</u>
資産合計		<u>2,851,946</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金		
未払手数料		517,970
関係会社未払金		144,023
その他未払金		12,978
未払費用		65,492
未払法人税等		185,865
預り金		13,127
賞与引当金		276,945
未払消費税等	3	31,582
リース債務		4,399
流動負債合計		<u>1,252,385</u>
固定負債		
退職給付引当金		86,617
リース債務		14,901
固定負債合計		<u>101,519</u>
負債合計		<u>1,353,904</u>
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		231,667
利益剰余金合計		<u>231,667</u>
株主資本合計		<u>1,498,042</u>
純資産合計		<u>1,498,042</u>
負債・純資産合計		<u>2,851,946</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,774,375
その他営業収益	16,244
営業収益合計	2,790,620
営業費用	1,782,044
一般管理費	1 598,895
営業利益	409,680
営業外収益	
受取利息	66
受取配当金	517
不動産賃貸収益	3,322
雑収入	9
営業外収益合計	3,915
営業外費用	
為替差損	33,881
営業外費用合計	33,881
経常利益	379,713
特別損失	
固定資産除却損	193
特別損失合計	193
税引前中間純利益	379,520
法人税、住民税及び事業税	180,610
法人税等調整額	32,756
法人税等合計	147,853
中間純利益	231,666

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
	当期首残高	649,500
	当中間期末残高	649,500
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
	当期首残高	616,875
	当中間期末残高	616,875
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
	当期首残高	663,634
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	231,667
<b>株主資本合計</b>		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	1,498,042
<b>純資産合計</b>		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	1,498,042



## 重要な会計方針

### 1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
平成19年3月31日以前に取得したものの  
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したものの  
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
但し、当中間会計期間の計上額はありません。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

### 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
建物	23,872千円
器具備品	36,754千円
リース資産	3,350千円
計	63,977千円

## 2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
ソフトウェア	6,186千円

## 3 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	11,854千円
無形固定資産	1,596千円
計	13,450千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	663	利益剰余金	28,778	平成25年3月31日	平成25年7月1日

## (リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

## 1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照 表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,329,905	1,329,905	-
未収委託者報酬	1,046,233	1,046,233	-
長期差入保証金	84,176	84,176	-
未払金	(674,972)	(674,972)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

## (セグメント情報等)

当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

## セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,774,375	16,244	2,790,620

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	64,962円79銭
1株当たり中間純利益金額	10,046円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益	231,666 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純利益	231,666 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

#### (1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末日現在）  
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金の額 10,000百万円（平成26年3月末日現在）  
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
-----	------------------------	-------

藍澤証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
ニューズ証券株式会社	877百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	6,332百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三津井証券株式会社	558百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	

株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社香川銀行	12,014百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社徳島銀行	11,036百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社琉球銀行	54,127百万円	
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	
株式会社大分銀行	19,598百万円	
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。



### 第3【その他】

原届出書の内容は下記事項の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
3. 届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
4. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
6. 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インド株式オープン（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インド株式オープン（平成26年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

